

女性活躍推進法 女性の活躍に関する情報公開について

2026/3/31
管理部総務 G r

女性活躍推進法に関する制度改正に基づき、以下の情報を公表いたします。

A：「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合：15.4%（2025年度実績）
（一般職：19.0%、総合職：0.0%）

B：「男女の賃金の差異」

【平均年間賃金(円)】	賃金の差異
正規労働者	82.0%
非正規労働者	93.2%
全ての労働者	81.9%

対象期間：令和7年事業年度の勤怠期間（令和7年3月16日～令和8年3月15日まで）

賃金：給与・賞与の総支給額

正規労働者：当社原籍の正社員（他社への出向者を含み、他社からの出向者は除く）

非正規労働者：定年後再雇用嘱託者、準社員、期間従業員を含み、派遣社員は除く

※月途中の入社・退職者、産休・育休者・休職者・短時間勤務者も1カウント

差異についての補足説明：

- ・子育て等の事情で、女性の深夜労働・時間外労働が男性と比較して少なく、それらに伴う手当支給額に差がある
- ・20～40代の女性は長期の育児休業の取得・短時間労働勤務があり、男女の賃金差異の発生要因となっている。
- ・正規労働者の役職に就く女性の割合が低く、男性正規労働者との賃金の差に大きく影響している。

C：「職業生活と家庭生活との両立」

- ・男女別の育児休業取得率
男性：120.0%（一般職：60.0%、総合職：60.0%）
女性：100.0%（一般職：100.0%、総合職：0.0%）

※会社規定による出産特別休暇の取得率は100%

以 上